資料３

本市の生活保護業務の概要

令和５年３月26日

1　本市における保護の動向

本市の保護の動向としては、平成２７年度をピークとして、「人員」「世帯数」ともに減少傾向にあったが、令和２年度、令和３年度は「人員」は減少しているものの、「世帯数」は増加している。

世帯類型別で見ると、高齢者世帯とその他の世帯（主に就労阻害要因のない稼働年齢層がいる世帯）の割合が、年々増加傾向にあり、これは全国的な傾向である。平成２９年度は高齢者世帯 50.1%、その他の世帯 12.6%であったが、令和３年度には高齢者世帯 55.9%、その他の世帯 15.6%となっている。

新型コロナウイルス感染症による被保護者の急激な増加は見られなかったものの、稼働年齢層の方が失業等により保護開始に至るケースや、就職が困難となり就職により保護廃止となるケースが減少し、その他世帯が増加している状況にある。

(1)　被保護世帯数・人員数の推移（停止中含む）・・・年度平均

	H29	H30	R1	R2	R3
世帯数	12,116	11,947	11,902	11,968	12,019
人員数	15,883	15,388	15,118	15,034	14,932
保護率（%）	2.15	2.08	2.05	2.04	2.02

(2)　世帯類型別 世帯数および構成比・・・年度平均

	高齢者		障がい者		傷病者		母子		その他		総計
	世帯数（世帯）	構成比（%）	世帯数（世帯）	構成比（%）	世帯数（世帯）	構成比（%）	世帯数（世帯）	構成比（%）	世帯数（世帯）	構成比（%）	
平成29年度	6,042	50.1	2,401	19.9	1,470	12.2	628	5.2	1,520	12.6	12,061
平成30年度	6,188	52.0	2,401	20.2	1,208	10.2	574	4.8	1,528	12.8	11,899
令和1年度	6,399	54.0	2,297	19.4	1,026	8.7	538	4.5	1,600	13.5	11,860
令和2年度	6,558	55.0	2,179	18.3	936	7.8	510	4.3	1,751	14.7	11,934
令和3年度	6,697	55.9	2,095	17.5	838	7.0	485	4.0	1,872	15.6	11,987

(3)　開始・廃止件数

	H29	H30	R1	R2	R3
開始世帯数	1,707	1,826	1,829	1,722	1,810
開始人員数	2,110	2,316	2,317	2,166	2,239
廃止世帯数	1,932	1,888	1,867	1,636	1,777
廃止人員数	2,385	2,391	2,294	2,055	2,142

(4)　区役所別被保護世帯数・人員数（停止中含む）・・・年度平均

	H29		H30		R１		R2		R3	
	世帯数	人員数	世帯数	人員数	世帯数	人員数	世帯数	人員数	世帯数	人員数
中央	4,253	5,261	4,147	5,056	4,128	4,991	4,165	5,005	4,181	4,979
東	2,830	3,821	2,790	3,700	2,789	3,611	2,810	3,602	2,825	3,573
西	1,791	2,361	1,772	2,298	1,749	2,265	1,753	2,237	1,782	2,232
南	1,253	1,691	1,263	1,655	1,252	1,614	1,258	1,612	1,262	1,599
北	1,989	2,749	1,975	2,679	1,985	2,637	1,981	2,579	1,970	2,549
合計	12,116	15,883	11,947	15,388	11,903	15,118	11,967	15,035	12,020	14,932

※　年度平均のため、この表の合計は(1)の市全体の数と合致しない。

２　福祉事務所の組織体制について

(1)　社会福祉法の規定

福祉事務所は、社会福祉法第１４条以降に規定されており、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関であり、適切な事務が行われるよう、同法第１４条から１７条に組織や所員の定数、第１８条及び第１９条に社会福祉主事の資格などが規定されている。

ＣＷは、社会福祉法で定められた「現業を行う所員」であり、その標準数は、市にあっては被保護世帯数 80 世帯当たり 1 名と規定されている。また、査察指導員（以下、「ＳＶ」とします。）は、社会福祉法では「指導監督を行う所員」として規定され、現業事務の指導監督をつかさどることとされている。

ＣＷ及びＳＶは、社会福祉主事でなければならないとされており、その資格としては、「人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意」があるものを任用しなければならないと規定されている。（※関係法令は後段参照）

(2)　保護課職員配置の現状

本市保護課の CW は、社会福祉法が定める標準数を長年大きく下回っており、業務量過多の状態が続いている。平成 24 年度不祥事が発覚した後、非常勤職員や短時間勤務の再任用職員を雇用し、負担の軽減を図ったが、それでも不足状態が続いており、一人当たりの担当ケース数が標準数の 80 世帯を大きく超過しているため事務処理に追われ、本来の CW としての重要な役割である被保護者への支援が十分にできていない。

保護課 CW は、校区担当制とし、同じ校区は最長 2 年で担当替えを行い、CW のモチベーションの維持・向上、被保護者との馴れ合いや不正の防止、支援や事務の滞り防止などを図っている。

また、新任の CW には、ケース数が少ない校区や対応困難ケースが比較的少ない校区等を担当させるなどの配慮を行っているが、それでも標準数を超えており、また逆に 2 年目以降の CW は、ケース数が多くなっている状況があり、担当ケース数が 130 ケースを超える CW も少なくない。

各区保護課では、CW が不足する中、業務等の工夫を行い、業務の適正実施に努めている。

・査察指導体制の強化（現状の体制の中で査察指導員を増員し、CW への個別支援や業務進捗管理を強化）【中央区】
・新規申請処理における「輪番制」導入による CW 業務負担の平準化【東区、北区】

SV、「現業事務の指導監督をつかさどる」とされており、生活保護業務の適正実施において最も重要な役割を担っている。

生活保護業務における査察指導業務には、主に次の 3 つの機能がある。

①　支持的機能（CW の訴えを受け止め・傾聴すること）
②　管理的機能（客観的な立場で、CW の業務を捉えること）
③　教育的機能（CW とともに学び、CW を育成すること）

まず、①「支持的機能」についてであるが、生活保護業務は生活困窮者に対する援助を行う仕事であり、場合によっては非常にストレスの溜まる仕事である。SV は、ストレスを抱えた CW を支え、CW が意欲的に業務に取り組むことができるような職場環境を作っていくことが大切である。

次に、②「管理的機能」であるが、生活保護業務を適正に実施するためには、適切に業務が遂行されているかどうかを組織的に確認し、点検を行うことが必要である。SV は、CW の業務進行状況を常に確認し、クライアントに対する援助が適正かつ適切に行われているか点検する必要がある。

③「教育的機能」であるが、SV は CW に対し、様々な局面で的確な指導指示を行う必要がある。生活保護業務を行う際には、各種社会保障制度や他法他施策等の社会

資源に習熟しておく必要があるとともに、面接・相談時の対応技術等、対人援助に係る知識や技術を幅広く習得しておく必要がある。CW とともに学び、CW が自ら学んでいこうとする姿勢を促すことが必要である。

熊本市のCW数の推移

※いずれも4月1日時点

年度	保護世帯数（停止世帯含む） A	標準数※1 B	配置数						正規職員での充足率 D/B	一人当たり担当ケース数 A/D
			計 C	正規職員 D	任期付職員	非常勤職員※2	臨時職員	再任用職員※3		
24	11,069	138	100	100	0	0	0	0	72.5%	110.7
25	11,856	148	126	100	0	20	0	6	67.6%	118.6
26	12,308	154	125	100	0	19	0	6	64.9%	123.1
27	12,620	158	126	100	0	20	0	6	63.3%	126.2
28	12,680	159	139	115	0	20	0	4	72.3%	110.3
29	12,228	153	138	114	0	20	0	4	74.5%	107.3
30	12,020	150	131	108	0	20	0	3	72.0%	111.3
31	11,989	150	132	109	0	20	0	3	72.7%	110.0
R2	11,932	149	131	108	0	20	0	3	72.4%	110.5
R3	12,023	150	133	110	0	20	0	3	73.2%	109.3
R4	**12,028**	**150**	134	**112**	0	**20**	0	**2**	**74.5%**	**107.4**

※1 保護世帯数/80世帯　※2 H24.10から配置(R2からは会計年度任用職員)　※3 H25.4から配置

※令和４年度の正規職員にはフルタイムの再任用職員１名を入れている。

生活保護業務における職員配置状況（令和4年度）

	被保護世帯数（R4.3）	現業員の状況						査察指導員の状況		
		標準数	正職員現配置数	1CW当り担当数	**不足数**	会任職員	再任用職員	標準数	現配置数	**不足数**
中央区	4,174	52	38	109.8	**14**	7	0	7	12	**△ 5**
東区	2,818	35	27	104.4	**8**	5	2	5	4	**1**
西区	1,785	22	16	111.6	**6**	3	1	3	3	**0**
南区	1,263	15	12	105.3	**3**	2	0	2	2	**0**
北区	1,988	24	18	110.4	**6**	3	0	3	3	**0**
計	12,028	148	111	108.4	**37**	20	3	20	24	**△ 4**

※SV は、厚労省監査では、CW7 人に対し１人を基準としている。

各区保護課CWの勤務状況について

		中央区		東区	西区	南区	北区	合計
		保護第一課	保護第二課	保護課	保護課	保護課	保護課	
令和元年度	CW配置数	19人	18人	27人	16人	11人	18人	109人
	産休・育休数	1人	1人	1人	1人	0人	1人	5人
	就労制限がかかった人数	2人	0人	0人	1人	0人	0人	3人
	（うち病休取得に至った人数）	(0人)	(0人)	(0人)	(1人)	(0人)	(0人)	(1人)
	フル稼働CW数	16人	17人	26人	14人	11人	17人	101人
	（就労制限等により総務班配置）	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(1人)	(0人)	(1人)
令和２年度	CW配置数	20人	18人	27人	16人	11人	17人	109人
	産休・育休数	1人	1人	2人	1人	0人	0人	5人
	就労制限がかかった人数	2人	2人	1人	1人	0人	1人	7人
	（うち病休取得に至った人数）	(1人)	(2人)	(1人)	(1人)	(0人)	(1人)	(6人)
	フル稼働CW数	17人	15人	24人	14人	11人	16人	97人
	（就労制限等により総務班配置）	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(1人)	(1人)	(2人)
令和３年度	CW配置数	20人	18人	27人	16人	11人	18人	110人
	産休・育休数	0人	2人	5人	1人	0人	1人	9人
	就労制限がかかった人数	0人	3人	1人	3人	1人	1人	9人
	（うち病休取得に至った人数）	(0人)	(3人)	(0人)	(3人)	(1人)	(1人)	(8人)
	フル稼働CW数	20人	13人	21人	12人	10人	16人	92人
	(保健所等併任職員数)	(1人)	(1人)	(4人)	(0人)	(2人)	(2人)	(10人)
	（就労制限等により総務班配置）	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(1人)	(0人)	(1人)
令和４年度（R4.12.21時点）	CW配置数	**18人**	**19人**	**28人**	**17人**	**12人**	**19人**	**113人**
	産休・育休数	0人	4人	4人	2人	0人	0人	10人
	就労制限がかかった人数	1人	2人	0人	5人	0人	2人	10人
	（うち病休取得に至った人数）	(1人)	(1人)	(0人)	(4人)	(0人)	(2人)	(8人)
	フル稼働CW数	**17人**	**13人**	**24人**	**10人**	**12人**	**17人**	**93人**
	(保健所等併任職員数)	(0人)	(0人)	(1人)	(0人)	(2人)	(1人)	(4人)
	（就労制限等により総務班配置）	(1人)	(0人)	(0人)	(0人)	(1人)	(1人)	(3人)

※　産休・育休数は、年度内で休暇取得があった実人数。

※　就労制限がかかった人数とは、仕事内容や業務量に配慮を要した職員で、例えば、担当ケース数を減らしたり、事務補助とした職員の人数。

※　フル稼働CW数は、概ね問題なくCWとして業務ができている職員数で、CW配置数から産休・育休数及び就労制限がかかった人数を差し引いた数。

※　（就労制限等により総務班配置）については、年度当初から総務班に配置した数でCW配置数には含まない。

※　（保健所等併任職員数）は、CWの中から併任となった人数。

各区の職員配置状況

（各年度４月１日時点）

		中央区				東区				西区			
		R3		R4		R3		R4		R3		R4	
		人数	新任数	人数	新任数	人数	新任数	人数	新任数	人数	新任数	人数	新任数
保護世帯数		4,197		4,151		2,803		2,787		1,764		1,768	
SV標準数		7		7		5		5		3		3	
CW標準数		52		51		35		34		22		22	
課長		2		2	2	1		1	1	1		1	1
副課長		1	1	1	1	0		0		0		0	
課長補佐		1		1		2		2		1		1	1
総務班	主査(主幹)	1		1	1	1		1		1	1	1	1
	参事・主任主事	4	1	4	2	4	1	4	1	3	1	3	1
保護班	主査(主幹)【SV】	12	1	12	5	4		4		3	1	3	2
	参事・主任主事・主事【CW】	38	13	38	10	28	8	28	6	16	5	16	5
	再任用【CW】(短時間)	0		0		1	1	1	1	1		1	1
	再任用【相談窓口】	3	2	3	1	2		2	1	1		1	1
	合 計	62	18	62	22	43	10	43	10	27	8	27	13

		南区				北区				合計			
		R3		R4		R3		R4		R3		R4	
		人数	新任数	人数	新任数	人数	新任数	人数	新任数	人数	新任数	人数	新任数
保護世帯数		1,251		1,265		1,963		1,965		11,978		11,936	
SV標準数		2		2		3		3		20		20	
CW標準数		15		15		24		24		148		146	
課長		1		1	1	1	1	1		6	1	6	5
副課長		0		0		0		0		1	1	1	1
課長補佐		1	1	1		1	1	1		6	2	6	1
総務班	主査(主幹)	1	1	1		1	1	1		5	3	5	2
	参事・主任主事	3		3	2	3	1	4	1	17	4	18	7
保護班	主査(主幹)【SV】	2	2	2		3		3	1	24	4	24	8
	参事・主任主事・主事【CW】	11	6	12	5	18	5	18	5	111	37	112	31
	再任用【CW】(短時間)	0		0		0		0		2	1	2	2
	再任用【相談窓口】	1		1		1	1	1		8	3	8	3
	合 計	20	10	21	8	28	10	29	7	180	56	182	60

福祉職配置数

R4.12.21時点

	中央	東	西	南	北	計
SV	0	0	0	0	0	0
CW	5	7	3	3	3	21
※その他	1 (課長)	0	1 (総務班)	0	1 (総務班)	3

(3)　他政令指定都市との比較

ケースワーカーの配置状況と他の政令市の状況

R4年4月まとめ（大都市会議の各市資料より）

都市名	保護世帯数 A	CW（ケースワーカー）										会任（短）を含んだ時		
		標準数（A/80）B	配置数 C	（再掲）社会福祉主事有資格者数	正職	任期付	再任用	会任（常勤）	会任（短）	充足率 C/B	順位	配置数 D	充足率 D/B	順位
札幌市	56,230	700	633	485	633					90.43%	12	633	90.43%	12
仙台市	14,510	181	183	183	170		6	7		100.90%	5	183	100.90%	5
さいたま市	15,601	188	191	173	191					101.60%	3	191	101.60%	3
千葉市	17,460	215	198	151	198					92.09%	8	198	92.09%	8
川崎市	23,502	290	281	275	279	6				96.90%	7	285	98.28%	7
横浜市	55,259	681	584	583	584					85.76%	14	584	85.76%	15
相模原市	10,762	136	130	138	130					95.59%	4	130	95.59%	4
新潟市	9,341	113	119	118	116	3				105.31%	1	119	105.31%	1
静岡市	7,629	94	83	64	83					88.30%	13	83	88.30%	14
浜松市	5,788	69	71	69	71					102.90%	2	71	102.90%	2
名古屋市	37,815	465	372	344	372					80.00%	15	372	80.00%	16
京都市	31,898	395	362	341	366					91.65%	11	366	92.66%	11
大阪市	111,630	1380	861	未調査	731	130			212	62.39%	20	1073	77.75%	20
堺市	19,271	238	190	170	190					79.83%	16	190	79.83%	17
神戸市	33,520	419	329	224	325			4		78.52%	17	329	78.52%	18
岡山市	9,878	120	110	70	110					91.67%	10	110	91.67%	10
広島市	18,388	226	208	197	202			6		92.04%	9	208	92.04%	9
北九州市	18,067	226	226	205	226					100.07%	6	226	100.07%	6
福岡市	33,829	423	330	299	330					78.04%	18	330	78.04%	19
熊本市	12,028	150	114	109	112		2		20	75.82%	19	134	89.13%	13

※CWの標準数については、福祉事務所単位で算出し各都市で集計、単純計算ではない。

３　保護課職員の異動方針について（人事課）

・各区役所保護課には福祉業務に専門性を有する社会福祉士の配置を行うなど、体制強化に取り組んでいる。また、今後も引き続き増員を行い、社会福祉法に定める CW の標準数を確保する。

（参考）　平成 28 年 4 月 1 日現在　合計　166 人（うち社会福祉士　 6 人）
　　令和 4 年 4 月 1 日現在　合計　172 人（うち社会福祉士　25 人）

・SV には CW の経験を有する職員を配置し、CW に対する専門的な助言、指導を行うことができる体制としている。

４　職員研修について

(1)　市職員を対象とした研修（コンプライアンス推進室、人材育成センター）

令和４年度実績（職員倫理の保持に関するもの）

	実施月	内　　容
1	４月	新規採用職員研修
2	５月	内部統制制度研修（全職員）
3		「コンプライアンスと公務員倫理」に関する研修（全職員）
4		職場倫理指導員研修
5		公金外現金取扱研修（管理監督者及び取扱者）
6	６月	主査級昇任者研修
7		新任作業長・主任研修
8		倫理管理者研修
9	７月	主幹級昇任者研修
１０	８月	不祥事防止重点月間における職場研修（全職員）
１１		新規採用職員研修
１２		採用８年目研修
１３	１０月	新規採用職員研修
１４	１１月	業務職員研修
１５		コンプライアンスセミナー（管理職、主幹級及び主査級職員）
１６	１２月	倫理月間における職場研修（全職員）
１７	１月	公務員倫理等に関する職員意識調査（全職員）

※新規採用職員等の基本研修は「コンプライアンスと公務員倫理」に関する研修を実施

研修等内容

○コンプライアンスと公務員倫理研修

公務員倫理に関する条例や規則の内容、飲酒運転撲滅、内部通報制度及びハラスメント防止についての動画研修

○内部統制制度研修

事務処理ミスの発生状況等の現状、内部統制制度の概要及び取組のスケジュール等についての動画研修

○職場倫理指導員研修

職場倫理指導員の役割についての動画研修

○公金外現金研修

公金外現金に関する要綱及び運用についての動画研修

○倫理監理者研修

倫理監理者の役割についての動画研修

○不祥事防止重点月間における職場研修

不祥事事例や懲戒処分に関する研修資料を活用した職場研修及びコンプライアンスチェックシートを用いた自己意識の確認

○倫理月間における職場研修

各職場でテーマを決めて所属長によるハラスメント防止に関する講話や飲酒運転撲滅に関する意見交換等の取組を実施

ハラスメントセルフチェックシートを用いた日頃の言動の振返り

○コンプライアンスセミナー

外部講師によるハラスメント防止に関するオンライン研修

○公務員倫理等に関する職員意識調査

行動規範意識、公務員倫理意識等に関する 25 問の意識調査を毎年度実施

(2)　保護課における職場研修

(1)の市職員を対象とした研修に加え、全福祉事務所保護課においても、過去に保護課で発生した不祥事の実例を活用した研修を実施し、再発防止等に努めている。

また、生活保護業務についての各種研修を実施し、知識の向上を図り保護業務の適正実施に努めている。

	実施月	内　　容
1	4 月	新任 CW 研修
2	5 月	ハローワーク研修
3		生活保護システム操作研修
6	7 月	債権管理研修
7	8 月	新任 CW フォロー研修
8	1 月	中堅 CW 研修
9	毎月	班研修

<u>研修等内容</u>

○新任 CW 研修

生活保護業務の基礎や過去に保護課で発生した不祥事を実例とした研修を実施

○ハローワーク研修

ハローワーク活用手順や就労支援事業等説明

○システム操作研修

業務改善委員会による生活保護業務システム操作研修

○新任 CW フォロー研修

業務上生じた課題等を共有し、フォローアップすることでケースワーク技術の向上を図る。

○債権管理研修

副課長、課長補佐による CW 向け研修。返還金等の納付について、口座振替、納付書納付を原則とすること、CW は現金を扱えないことについても説明

○中堅 CW 研修

業務改善委員会主催で、より専門的な研修を実施

○班研修

毎月班会議を開催し、その時期の業務内容等について研修を実施

※　新任 CW には、先輩 CW を職場指導員に任命し、分からないことが質問しやすい環境等を作り、OJT による知識の向上や対応力の向上など、人材育成に努めている。

＜参考法令＞

【社会福祉法抜粋】

第 14 条　都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

2　都道府県及び市は、その区域（都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。

3　町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。

4　町村は、必要がある場合には、地方自治法の規定により一部事務組合又は広域連合を設けて、前項の事務所を設置することができる。この場合には、当該一部事務組合又は広域連合内の町村の区域をもつて、事務所の所管区域とする。

5　都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。

6　市町村の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。

7　町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の時期は、会計年度の始期又は終期でなければならない。

8　町村は、福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するには、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

第 15 条（組織）

福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。

一　指導監督を行う所員（※ＳＶ）

二　現業を行う所員（※ＣＷ）

三　事務を行う所員

2　所の長は、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の指揮監督を受けて、所務を掌理する。

3　指導監督を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる。

4　現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を

調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。

5　事務を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、所の庶務をつかさどる。

6　第一項第一号及び第二号の所員は、社会福祉主事でなければならない。

第16条（所員の定数）

所員の定数は、条例で定める。ただし、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ次の各号に掲げる数を標準として定めるものとする。

一　都道府県の設置する事務所にあつては、生活保護法の適用を受ける被保護世帯（以下「被保護世帯」という。）の数が三百九十以下であるときは、六とし、被保護世帯の数が六十五を増すごとに、これに一を加えた数

二　市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が二百四十以下であるときは、三とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数

三　町村の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が百六十以下であるときは、二とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数

第17条（服務）

第十五条第一項第一号及び第二号の所員は、それぞれ同条第三項又は第四項に規定する職務にのみ従事しなければならない。ただし、その職務の遂行に支障がない場合に、これらの所員が、他の社会福祉又は保健医療に関する事務を行うことを妨げない。

第18条（設置）

都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く。

2　前項に規定する町村以外の町村は、社会福祉主事を置くことができる。

3　都道府県の社会福祉主事は、都道府県の設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務を行うことを職務とする。

4　市及び第一項に規定する町村の社会福祉主事は、市及び同項に規定する町村に設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

5　第二項の規定により置かれる社会福祉主事は、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

第19条（資格等）

社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢十八年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に

基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二　都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

三　社会福祉士

四　厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

五　前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

2　前項第二号の養成機関及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。